

生活困窮者の「絆」再生事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労状況にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住環境にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（以下「生活困窮者等」という。）に対して、自立支援の観点から安心して過ごせる居場所の確保や地域で生活していくための支援を行うため、生活困窮者の「絆」再生事業補助金交付要綱（平成27年3月24日26地福第737号。以下「交付要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、次に掲げる団体のいずれにも該当する団体（以下「支援団体」という。）とする。

- (1) 長野県内に住所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他長野県知事が適当と認める団体であること。
- (2) 当該団体の組織、運営に関する定款又は規約等を有する団体であること。
- (3) 営利を目的として事業を行う団体ではないこと。
- (4) 過去に本事業と類似の事業の実績がある団体であること。

(欠格条項)

第3 支援団体又は当該団体の代表若しくは構成員が次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、本事業を実施することはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体及び個人

(事業内容)

第4 本事業は、生活困窮者等の路上生活の防止、地域生活への復帰・定着及び地域社会での孤立の防止等を目的に、生活困窮者等に対して安心して過ごせる居場所の確保、緊急時の支援、地域で生活していくための支援、社会生活習慣を身につけるための援助、就労意欲を向上させるための支援等を実施するものとする。

- 2 本事業は長野県内で実施するものとする。
- 3 本事業の実施にあたっては、活動日ごとに活動に参加した生活困窮者等並びに支援者の氏名、活動の内容及び活動に要した経費を記録し保存するものとする。

(事業採択基準)

第5 事業採択にあたっては、次に掲げる事項を考慮して採択するものとする。

- (1) 事業計画が本事業の内容として適当であること。

- (2) 事業を実施する体制（人員体制、支援する場所、支援ノウハウ等）が整備されていること。
 - (3) 事業の実施にあたり、市町村、社会福祉協議会、民生委員等と相互理解のもと、十分に連携を図ることができること。
 - (4) 過去に類似の事業の実績が十分あること。
- 2 当該団体以外に同一地域で既に本事業を実施している団体がある場合にあっては、地域の実情及び活動状況等を考慮し採択の判断を行うものとする。

（補助額）

第6 補助額の上限は、1団体当たり500千円とする。

（対象経費の留意事項）

- 第7 交付要綱第2の対象経費は、講師謝金（相談に関するものは除く。）、旅費、需用費（利用者食費含む）、役員費、使用料等とする。
- 2 単価は、社会通念上相応の単価を用いるものとする。
 - 3 団体の運営費（人件費等）は対象としない。
 - 4 居場所の確保等のための移動には、原則として自動車を使用し、燃料費を対象経費とする。
 - 5 県外への移動に係る旅費は原則として対象としない。
 - 6 知事が不相当と認める経費は対象としないものとする。

（市町村への説明）

第8 補助金の交付を受けようとする支援団体は、実施する事業について次項に定める事業計画の副本により、活動の拠点となる地域の市町村へ説明を行い、連携を図るものとする。

（事業計画の提出等）

第9 交付要綱第3第1項に定める事業実施計画は、様式1によるものとし、補助金の交付を受けようとする支援団体は、第9による市町村への説明の後、知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 生活困窮者の「絆」再生事業計画書（様式2）
- (2) 生活困窮者の「絆」再生事業収支予算（決算）書（様式3）
- (3) 団体概要（様式4）
- (4) 利用者からの苦情に対応するために講ずる措置の概要（様式5）
- (5) 誓約書（様式6）
- (6) 当該団体の定款・規約・運営規定等、登記証明書（登記証明書は該当団体のみ）
- (7) 当該年度における団体全体の事業計画及び収支予算書
- (8) 前年度以前の類似事業の活動実績
- (9) その他知事が必要と認める事項

（交付申請書等）

第10 交付要綱第5第1項に定める交付申請書は様式7によるものとし、交付要綱第5第2項に定める事業実施計画の様式は、様式2のとおりとし、補助金の交付要件を満たしていることについて、補助事業者が自ら確認したことを明示した確認書の様式

は、様式 17 のとおりとする。なお、補助金に係る歳入歳出予算書の抄本は、様式 3 に代表者が署名することをもって代えることができるものとする。

2 交付要綱第 5 第 4 項第 1 号に定める実施計画変更承認申請書は様式 8 とし、同項第 2 号に定める事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書は様式 9 とする。

（事前着手届）

第 11 交付要綱第 6 に定める事前着手届は様式 10 によるものとする。

（変更交付申請書）

第 12 交付要綱第 7 に定める変更交付申請書は様式 11 によるものとする。

（実施状況の報告）

第 13 補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）第 4 条による交付決定を受けた支援団体は、その年度の上半期終了後速やかに、上半期末時点の事業実施状況を、様式 3、様式 12 及び様式 13 により報告すること。なお、様式 3 には支出根拠となる領収書等及び活動記録を添付し、収支内容を明確にすること。

（実績報告）

第 14 交付要綱第 9 に定める実績報告書は様式 14 によるものとする。ただし、補助金に係る歳入歳出決算（見込）書は、様式 3 に代表者が署名押印することをもって代えることができるものするとともに、その他参考となる資料は、事業実施結果報告書（様式 13）により報告するものとする。なお、様式 3 には支出根拠となる領収書等及び活動記録を添付し、収支内容を明確にすること。

2 支援団体は、本事業にかかる収入及び支出について、当該団体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果報告書（様式任意）を添付すること。

（交付請求）

第 15 交付要綱第 10 及び同要綱第 11 第 2 項に定める交付（概算払）請求書は、様式 15 によるものとする。

（財産処分の制限等）

第 16 交付要綱第 12 に定める財産処分承認申請書は、様式 16 によるものとする。

（その他）

第 17 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 15 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。また、平成 27 年 3 月 24 日付け「生活困窮者の「絆」再生事業補助金交付要綱第 12 条の規定による定め」は廃止する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。